（案）

豊川市多文化共生推進プラン

（2015-2019）　概要版

多文化共生とは、国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくことです。

（案）

プランの概要

「豊川市多文化共生推進プラン（2015-2019）」では、外国人市民の現状を踏まえ、これまでの課題などを解決し、外国人市民を含めたすべての市民が能力を最大限に発揮できるよう、基本目標を「多文化共生社会づくりの推進」と定め、それを実現するための行動目標を掲げ、25 の具体的な施策を進めていきます。

計画の期間

2015（平成27）年度から2019（平成31）年度までの5年間

【基本目標】	【行動目標】		【具体的な施策】	【施策の主な内容】
「多文化共生社会づくりの推進」	【1】円滑なコミュニケーション環境の実現		1 多言語情報提供配信システムの充実	外国語で情報を提供するシステムの登録者を増やし、市の情報と災害情報を伝えます。
			2 SNS※1 を活用した情報発信・啓発	多くの外国人市民が利用しているSNSを使って市の情報と災害情報を伝えます。
			3 外国人市民への情報提供の強化	文書やホームページなどを外国語にし、市の情報などを伝えます。
			4 日本語等の学習機会の提供	「日本語教室」を充実させるため、ボランティア指導員を集めレベルアップを行います。
			5 多文化共生推進員の設置	市役所の仕事に関する通訳や翻訳を外国語で行う通訳を置きます。
			6 通訳派遣制度の充実	外国語に対応できる通訳ボランティアを集め、地域社会での通訳派遣のシステムを作ります。
			7 やさしい日本語※2 の活用啓発	「やさしい日本語」の利用を市職員や市民などに伝えます。
			8 外国人市民の意見を聴く機会の創出	外国人市民を市が開く会議の委員として選ぶなど、外国人市民の意見を聴く機会を作ります。
	【2】みんなで進める地域社会づくりの推進	①教育環境の整備	9 学齢期にある外国人児童生徒の就学状況把握	小中学校の教育を受ける年齢にある外国人児童生徒の状況などを毎年度調べます。
			10 不就学・不登校外国人児童生徒へのサポート	学校に通っていない外国人児童生徒に「こぎつね教室」で日本語を教え、小中学校へスムーズに入るサポートをします。
			11 プレスクール※3 の継続	「こぎつね教室」で小学校入学半年前の子どもに日本語を教えます。
			12 日本語指導が必要な外国人児童生徒へのサポート	外国人日本語指導助手が小中学校で日本語を教えます。また、「こぎつね教室」でもサポートを行います。
			13 日本語習熟度を計る技術の導入・充実	「こぎつね教室」では、日本語能力レベルを計るため、オリジナルのテストを行います。また、日本語能力検定試験の周知を積極的に進めます。
			14 小中学校の外国人児童生徒教育担当者の指導力の充実・強化	外国人児童生徒教育担当者への研修会を充実させ、指導力を高めます。
			15 外国人児童生徒を対象とした放課後の学習支援	「こぎつね教室」などで、学校での授業が終わった後で日本語を教えます。
			16 外国人生徒を対象とした進路指導体制の整備	外国人生徒に中学校での高校進学や就職についての説明会を行います。
		②多文化共生の意識づくり	17 日本人市民と外国人市民との交流事業の実施	外国人市民と日本人市民との交流イベントを行います。
			18 国際感覚豊かな多文化共生意識を持った日本人市民の育成	国際理解講座などを行い、多文化共生意識を持った日本人市民を育てます。
			19 人権尊重意識の啓発	人権に関する講演会や出前講座、小中学校での人権教育などを行います。
		③地域社会への参加促進	20 外国人市民の地域社会活動への参加促進	地域の人たちや企業などと協力し、外国人市民に町内会活動を紹介し、参加を呼びかけます。
			21 外国人市民を支援する市民活動団体の育成支援	日本語教室などを行う国際交流協会のボランティア団体などの支援を行います。
			22 外国人市民参加の防災講習会・防災訓練の実施	外国人市民も参加する防災訓練などを行い、災害予防に関する知識や逃げる方法などを知らせます。
			23 災害時等における通訳ボランティア事業の実施	災害にあった外国人への支援を行うため、災害のときの通訳ボランティアを集め、講習会や訓練などを行います。
			24 外国人市民参加の交通安全講習会等の実施	外国人市民も参加する交通安全講習会など、地域社会で必要な情報提供を行います。
			25 就労に向けた情報共有と連携強化	関係機関が外国人市民の就職に関する情報を互いに交換し、必要な知識を学ぶ機会を作ります。

※1 インターネット上の交流を通して、ネットワークを作るサービスのこと。 ※2 普段使われている言葉を外国人にもわかるように工夫した簡単な日本語のこと。
※3 小学校入学前の外国人の子どもへの日本語や学校生活について教える教室のこと。

多文化共生推進の必要性

本市の外国人市民の人口は、急増期を過ぎ減少傾向となり、現在は横ばい状態にあります。一方、外国人市民の長期定住化・永住化傾向も高まりつつあり、法の改正により外国人市民も住民基本台帳に登録されるなど、日本人市民と同じ地域住民として認識し、外国人市民も共に暮らしやすい地域づくりを進めることが重要です。

今後、超高齢社会が到来する中、地域の発展のためには、外国人市民を含めたすべての人々が能力を最大限に発揮できる社会づくりが不可欠であり、地域における多文化共生推進の必要性が高まっています。

目標指標

評価時期 / 内容	H25（実績値）	H27（目標値）	H29（目標値）	H31（目標値）
①「多文化共生」という言葉の認知度（市民意識調査より）	62.9%（H26）	63.0%	66.5%	70.0%
②外国人市民と分け隔てなくつきあいたいと思っている市民の割合（市民意識調査より）	72.0%（総合計画目標値）	74.0%	76.0%	78.0%
③豊川市での生活に満足している外国人市民の割合（外国人市民意識調査より）	85.5%（H26）	-	-	88.0%

推進体制

多文化共生社会づくりの推進には、日本人市民も外国人市民も、互いの文化や習慣の違いなどを認め合い、互いによく理解しあって、尊重し、助け合って生活していくことが大切です。

そのため、豊川市多文化共生推進プラン（2015-2019）の基本目標の達成に向け、関係機関がそれぞれの役割を果たし、情報を共有し連携しながら、総合的かつ効率的に諸施策の取組を実施していきます。

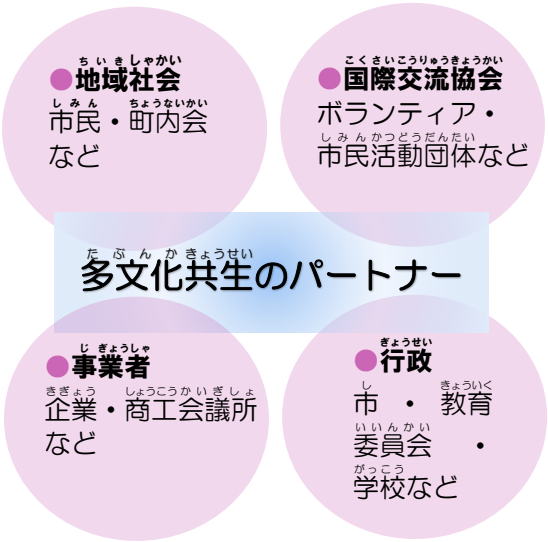

豊川市市民部市民協働国際課　〒442－8601　豊川市諏訪一丁目1番地
TEL:0533-89-2158　FAX:0533-95-0010　E-mail:kyodokokusai@city.toyokawa.lg.jp
2015（平成27）年3月発行

※詳細については、本編の豊川市多文化共生推進プラン（2015-2019）をご覧ください。本編は、市ホームページまたは市民協働国際課（北庁舎2階）などで閲覧できます。